C 会場講習

1.講習受講から主任者登録までの流れ

① 現在主任者登録を受けている方

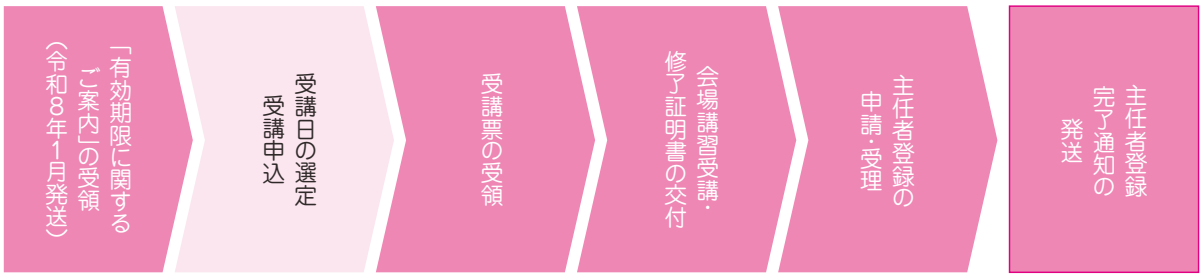

期間		6ヵ月以内		約2ヵ月	
参照ページ	個人申込	16ページ	19～24ページ	26～28ページ	29～30ページ	「主任者登録の手引き」参照 ※協会ホームページに掲載しています。

主任者登録の申請には、更新申請（P17図Ⓑ）と更新申請以外（P17図Ⓐ・Ⓒ）があります。主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請可能期間（日数）を確認のうえ、受講申込を行ってください。 16P「登録更新の申請可能期間（日数）とは」参照
所属団体（会社）のある方は、登録の更新および講習受講について団体（団体責任者）にご確認ください。

② 初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方

期間		6ヵ月以内	約2ヵ月（※）	
参照ページ	個人申込	19～24ページ	26～28ページ	29～30ページ	「主任者登録の手引き」参照 ※協会ホームページに掲載しています。

受講申込から主任者登録が完了し、登録完了通知が発送されるまで、最短でも2ヵ月程度（上図※）を要します。
主任者登録が必要な時期と主任者登録完了までの期間を考慮し、受講日を選定してください。
過去に主任者であった方の場合、登録番号は変更され、新たな登録番号が付与されます。
主任者登録の申請は、講習受講日から6ヵ月以内（登録申請の可能期間）に行う必要があります。

主任者登録更新のための受講月一覧（主任者登録有効期限別）

主任者登録更新を受けようとする方は、下表の「更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講期間」を参考に受講日を選定してください。

■「有効期限に関するご案内」の送付について

現在主任者である方には、下表の通り、「貸金業務取扱主任者の登録有効期限と登録講習に関するご案内」を送付いたします。

主任者登録		「有効期限に関するご案内」の送付予定年月	更新申請可能期間が2ヵ月以上となる受講期間
			主任者登録の申請方法
登録完了日	有効期限		個人申請
R5.11	R8.11	R8年1月	R8.01～R8.07
R5.12	R8.12		R8.02～R8.08
R6.01	R9.01		R8.03～R8.09
R6.02	R9.02		R8.04～R8.10
R6.03	R9.03		R8.05～R8.11
R6.04	R9.04		R8.06～R8.12
R6.05	R9.05		R8.07～R9.01
R6.06	R9.06		R8.08～R9.02
R6.07	R9.07		R8.09～R9.03
R6.08	R9.08		R8.10～R9.04
R6.09	R9.09		R8.11～R9.05
R6.10	R9.10		R8.12～R9.06
R6.11	R9.11	R9年1月	R9.01～R9.07
R6.12	R9.12		R9.02～R9.08
R7.01	R10.01		R9.03～R9.09
R7.02	R10.02		R9.04～R9.10
R7.03	R10.03		R9.05～R9.11
R7.04	R10.04		R9.06～R9.12
R7.05	R10.05		R9.07～R10.01
R7.06	R10.06		R9.08～R10.02
R7.07	R10.07		R9.09～R10.03
R7.08	R10.08		R9.10～R10.04
R7.09	R10.09		R9.11～R10.05
R7.10	R10.10		R9.12～R10.06

☞主任者登録更新の際の留意点

現在主任者として登録行政庁（※）に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

①現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新以外（P17図Ⓐ・Ⓒの期間の申請）で主任者登録を受けた場合は、登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由（貸金業法第8条第1項前段）に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。

②現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、P17図Ⓒの期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未満となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、P17図Ⓑの期間に申請（更新申請）されることをおすすめします。

※登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務（支）局長または都道府県知事のこと。登録行政庁への主任者設置に関する届出は、貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

☞登録更新の申請可能期間（日数）とは・・・

主任者登録更新の申請を行うことができる期間のこと。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間（日数）を2ヵ月（60日）以上確保することをおすすめします。

インターネット申込では、更新申請可能期間（日数）を画面上で確認し、受講申込することができます。

※協会ホームページTop>貸金業者取扱主任者試験・講習・登録>登録講習>講習受講から主任者登録までの流れ>登録申請の申請可能期間（日数）とは

	受講申込者が確認できる表示場所
	インターネット申込
更新申請可能期間	受講申込画面の申込確定時（P22、P23参照）受講票・修了証明書（P26、P29参照）
更新申請可能日数	受講申込画面の講習会場選択時（P22、P23参照）

主任者登録の更新に係る概要図（個人申込の場合）

現在の主任者登録

●登録完了　有効期間：3年間

●「有効期限に関するご案内」の送付

約18ヵ月前～12ヵ月前

●登録講習の申込

●登録講習受講修了

6ヵ月前

登録申請の期間

登録申請日別の登録完了日および登録番号付与方法についてはこちら

Ⓐ

Ⓑ

Ⓑ登録更新の申請受付期間

6ヵ月以内

講習受講後の登録申請可能期間

登録更新の申請可能期間

●登録更新の

更新後の有

【主

登録更新の申請手

更新申請可能期間

●主任者登録申請

※主任者登録申請

イン

更新申請可能期間簡易チェック表

講習開催日が主任者登録有効期限の	更新申請可能期間	
	●個人申請	団体申請
12ヵ月より前	更新申請不可	更新申請不可
12ヵ月前～11ヵ月前	1日～1ヵ月間	1日～1ヵ月間
11ヵ月前～10ヵ月前	1～2ヵ月間	1～2ヵ月間
10ヵ月前～9ヵ月前	2～3ヵ月間	2～3ヵ月間
9ヵ月前～8ヵ月前	3～4ヵ月間	3ヵ月間
8ヵ月前～7ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
7ヵ月前～6ヵ月前	4ヵ月間	3ヵ月間
6ヵ月前～5ヵ月前	3～4ヵ月間	2～3ヵ月間
5ヵ月前～4ヵ月前	2～3ヵ月間	1～2ヵ月間
4ヵ月前～3ヵ月前	1～2ヵ月間	1日～1ヵ月間
3ヵ月前～2ヵ月前	1日～1ヵ月間	更新申請不可
2ヵ月未満	更新申請不可	更新申請不可

	申請日	登録完了日	登録番号
Ⓐ	有効期限の6ヵ月前より前の申請	登録事務完了日（申請の受理から約2ヵ月後）	新たな登録
Ⓑ	有効期限の6ヵ月前から2カ月前（団体申請は3ヵ月前）の期間の申請	現在の有効期間終了日の翌日	現行の登録
Ⓒ	有効期限の2ヵ月前（団体申請は3ヵ月前）より後の申請 ※主任者登録抹消後の申請も含む	登録事務完了日（申請の受理から約2ヵ月後）	新たな登録

在の有効期限

更新手続きを行わないと、主任者登録が抹消されます。
(例)主任者登録日:令和8年4月10日
有効期限　　:令和11年4月9日
⇒令和11年4月10日に主任者登録が抹消されます。

月前(※団体申請は3ヵ月前)

①登録更新の申請は、有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前(4ヵ月間)までに行う必要があります。
※団体申請は有効期限の6ヵ月前から3ヵ月前(3ヵ月間)となります。

Ⓒ

＋

②登録申請は、講習修了日から6ヵ月以内に行う必要があります。

↓

①と②が重なった期間が、登録更新の申請可能期間となります。
※これ以外の期間は、「更新扱い」にはなりません。

注意:有効期限6ヵ月より前に講習受講した場合、更新の申請は必ず6ヵ月以内になってから行ってください。

申請

●更新登録完了・登録完了通知書発送
新有効期間:3年間

効期間は現在の有効期間終了日の翌日から3年間です。

任者登録の更新を受けようとする方へ　登録講習の受講時期の目安】

続き(申請書類準備、送付等)に余裕を持つため、更新申請可能期間を2ヵ月以上確保することをおすすめします。
間を2ヵ月以上確保するためには、
請を個人申請でされる方…有効期限の10ヵ月前～4ヵ月前の6ヵ月間に実施される講習を受講してください。
請を団体申請でされる方…有効期限の10ヵ月前～5ヵ月前の5ヵ月間に実施される講習を受講してください。

ターネット申込では、画面上で更新申請可能期間(日数)を確認し、受講申込することができます。

	その他
番号	現在の主任者登録の残存する有効期間は無効となります。
番号	
番号	現在の主任者登録の有効期間内の申請の場合でも、標準処理期間(2ヵ月間)を越えているため、現在の主任者登録の有効期限満了をもって一旦、主任者登録が抹消されます。(登録抹消通知が発送されます)